第2編大学4-16大学院学生が高等学校教諭一種免許状に係る授業科目を履修する場合の申し合わせ

# 北海道科学大学大学院学生が高等学校教諭一種免許状に係る 授業科目を履修する場合の申し合わせ

#### 1. 趣旨

この申し合わせは、本学大学院に在籍する学生が高等学校教諭一種免許状(以下「教員免許状」 という。)を取得するため、学部の授業科目を履修する場合について必要な事項を定める。

## 2. 手続の方法

- (1) 教員免許状の取得を目的として、学部の授業科目及び教育の基礎的理解に関する科目を履修する場合は、学部の科目等履修生として扱う。ただし、出願に際しては、科目等履修生規程に定める出願書類のほか、指導教員及び学生の所属する専攻の承諾を受けた履修計画書を提出しなければならない。
- (2) 科目等履修生の入学検定料及び入学金は免除する。
- (3) 教科に関する専門的事項の授業料は、科目数及び単位数を問わず免除する。ただし、職業指導は除くものとする。
- (4) 職業指導と教育の基礎的理解に関する科目の授業料は、科目等履修生規程の定めるところにより納入しなければならない。
- (5) 学部在籍期間内の教職課程受講料は、その期間内のみ有効とし、学部卒業と同時に権利を失うものとする。

## 3. 履修指導及び履修計画

- (1) 指導教員は、学生の教育・研究活動に支障を来さないよう指導しなければならない。
- (2) 履修しようとする教科に関する専門的事項については、既に履修した教科に関する専門的事項 の授業内容と著しく重複しないように配慮し、出願時に履修計画書として提出しなければならな い。

## 4. その他

- (1) この申し合わせで定めるものの他は、科目等履修生規程の定めによるものとする。
- (2) この申し合わせの改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

#### 附則

- 1 この申し合わせは、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この申し合わせの改正は、2019年4月1日から施行する。